

平成23年第38回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成23年第38回岩手町農業委員会総会は、平成23年3月22日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (4) 議案第4号 農作業労働標準額の改訂に伴う可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 幅 清一
- 2番 三浦 新太郎
- 3番 岩館 修一
- 4番 武田 昭藏
- 5番 横澤 稔秋
- 6番 遠藤 幸夫
- 7番 黒澤 金一
- 8番 細野 清悦
- 10番 千葉 静子
- 11番 太布 光則
- 12番 岩崎 明
- 13番 佐々木 由和
- 14番 田中 正志
- 15番 國枝 金一
- 17番 澤村 勇次郎
- 18番 松本 良子(職務代理)
- (議長)19番 福島 昭士(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 16番 井戸 ツヨミ
- 9番 三浦 博子

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- 農業委員会事務局長 千葉 照雄
- 農地振興係主幹 田村 寿

副主幹 川村 祐子
副主任 山中 寿行

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第38回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、16番井戸ツヨミ委員、1名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。18番松本良子委員、2番三浦新太郎委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配付してあります議案4件の提出があります。お諮りします。議案4件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案4件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてであります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料については、2ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてです。受付番号が56番、土地の所在は大字川口第41地割、登記地目、現況地目とも、畑、2筆で193㎡と3,656㎡になります。譲受人が大字川口第46地割の60歳の男性の方です。譲渡人が大字久保第8地割の74歳の女性です。親戚関係になりますが、相手方の要望により譲渡するものです。耕作面積が35,523㎡、家族数が2人、耕作者数が2名です。売買金額は、54,989円です。

次に、受付番号57番、土地の所在は、大字五日市第11地割、登記地目、現況地目とも畑、面積が336㎡となります。譲り受ける方が、大字五日市第11地割の76歳の男性の方です。譲り渡す方は、大字久保第9地割の46歳の女性の方です。場所は、

譲り受ける方の自宅付近の畑でございます。受付番号56番の位置につきましては、3ページをご参照ください。下屋敷から膝突に抜ける道路沿いでございます。4ページは、道路の山手側になります。受付番号57番の位置につきましては、5ページになります。大字五日市第11地割でツルハの付近から入ったところで、自宅に隣接するところでございます。

次に、6ページ、農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請の承認についてでございます。受付番号55番、土地の所在は、大字五日市第5地割、登記地目は田、現況地目も田、面積は、2,678㎡、1,824㎡、386㎡計3筆の水田になります。借り受ける方が、大字五日市第4地割の41歳の男性の方です。貸し出す方は、大字沼宮内第18地割の68歳の男性の方です。耕作出来なくなったので、相手方の要望により貸し出す訳です。借受ける方の耕作面積は、27,782㎡で家族数、耕作者数とも3人でございます。賃借料は総額20,000円と籾35kg入5袋になります。

次に、受付番号58番、土地の所在は、大字久保第9地割の畑、面積は、13,511㎡でございます。借り受け人は、大字土川第4地割の50歳の男性の方です。貸出人は、盛岡市の59歳の男性の方です。相手方の要望によります。借受ける方の耕作面積は、277,859㎡、家族数は6名、耕作者数は4名でございます。期間は23年4月1日から33年3月31日までで、総額で年65,000円になります。位置につきましては、7ページをご参照ください。大字五日市第5地割の3筆でございます。8ページは、大字久保第9地割の横田地区でございます。

次に、9ページ、農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてです。受付番号54番、土地の所在地は、大字子抱第3地割と第7地割の3筆で、登記地目、現況地目とも田、合計2,699㎡になります。借受ける方は、大字久保第10地割の64歳の男性の方です。貸出す方は、大字子抱第4地割の54歳の男性の方です。理由は相手方の要望によるものです。借受人の耕作面積は、37,692㎡、家族数は6名、耕作者数は3名です。期間は23年4月1日から32年12月31日までの10年間でございます。位置につきましては9ページをご参照ください。久保地区の水田地帯にあります。いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、農業従事者の状況、営農計画の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上説明を終わります。なお、この件は、現地調査担当の委員からも報告させていただきます。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

8番細野委員 受付番号56番については、現地は、私の担当地区でありますので、8番の私の方から報告いたします。この農家は、本案件の農地は全て耕作しており適切に使われております。農機具、農作業労働力は確保されております。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

5番横沢委員 受付番号57番については、現地は、私の担当地区でありますので、5番の私の方から報告いたします。この農家は、本案件の農地は全て耕作しており適切に使われております。農機具、農作業労働力は確保されております。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

13番佐々木委員 6ページ受付番号58番、9ページ受付番号54番については、現地は、私の担当地区にありますので、13番の私の方から報告いたします。この農家の方々は、本案件の農地は全て耕作しており適切に使われております。農機具、農作業労働力は確保されております。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

17番澤村委員 6ページ受付番号55番については、現地は、私の地区にありますので、17番の私の方から報告いたします。この農家の方々は、本案件の農地は全て耕作しており適切に使われております。農機具、農作業労働力は確保されております。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議 長 以上、4人の委員の方々から現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり農地法施行令第7条の第1項の規定により意見を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号です。11ページでございます。農地法第4条の規定による農地等の転用申請です。受付番号4番、土地の所在が大字五日市第9地割の登記地目、畑、現況地目も畑、面積は20㎡となります。申請人は大字五日市第9地割の55歳の男性です。転用の目的としては、一般住宅ということで自己住宅がございますが、建築の一部20㎡が農地にかかるということで、申請した訳です。位置につきましては、11ページをご覧ください。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

5番横澤委員 現地確認は、私と3番岩館委員、4番武田委員、及び事務局2名で確認してまいりました。この場所ですが、五日市の警察アパートの付近で、既存の2階建ての建物がありまして、その脇に増築をしたいということで、建築図面をみたところ、宅地から少し農地にはみ出ているということで申請した訳です。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議長 次に、議案第3号農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、岩手町長より別紙のとおり策定したい旨の申し出があった平成22年度岩手町農用地利用集積計画について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 13ページをご覧くださいと思います。受付番号が15番でございます。利用権の設定を受ける者が、大字川口第39地割の48歳の男性の方でございます。次に利用

権を設定する者が、大字川口、60歳の女性の方でございます。利用権を設定する土地の所在は、大字川口第36地割182番地の2筆。地目は畑でございます。面積は、合計20,901㎡となっております。設定する利用権として平成23年3月22日から平成32年12月31日までの9年9ヶ月の契約となっております。賃借料は、年総額156,000円となっております。位置につきましては、13ページをご参照願います。14ページには、今回の申請に係る利用集積計画となっておりますので、ご参照願います。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 議案第4号農作業労働標準額の改定に伴う可否の決定について別紙のとおり岩手町農作業労働力調整協議会より、平成23年度農作業労働標準額の改定に伴う原案が提出されたので可否の決定を求めます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 16ページをご覧ください。この件につきましては、前年度と標準額に変更はありません。内容につきましては、2月21日の農政小委員会で協議し、その後の3月4日、町農作業労働力調整協議会で決定した内容でございます。協議会の意見として、燃料費が著しく高騰した場合は、双方で協議して金額を決めて下さいということ、表の余白に入れて町民の皆さんに公表してはどうかという意見がございました。今回、余白に載せておりませんが、そのような注意書きを載せて4月に町内各戸配布で情報提供することにしております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、可とする意見に決定いたします。

議 長 この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありますか。
(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。
これで本日の会議を閉じ、第38回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時5分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

18番 印

2番 印